

フランス刑事法における「被害者の権利」の動向

水谷規男

目次

- 一 はじめに
- 二 「被害者の権利」主張の背景
- 三 立法改革の進行
- 四 「被害者の権利」の諸相
- 五 おわりに

一 はじめに

昭和61年版犯罪白書はその特集で「犯罪被害の原因と対策」を取り上げ、犯罪被害の防止と被害者の保護・救済の重要性を指摘した。被害者研究の重要性は「被害者学」の観点から我が国でも従来から指摘されていたが、その研究の重点は上述の犯罪白書の特集においてもそうであるように、被害原因、被害者特性の研究に置かれていた。⁽¹⁾しかしながら、我が国における被害者研究も、犯罪被害給付制度の導入（昭和55年）の前後から国際的な関心の高揚に伴ってその保護・救済を中心としたもの、さらには被害者の刑事法上の位置付けを論ずるものへとその重点を移しつつある。⁽²⁾

ところが、刑事制度を犯罪（者）と刑罰に関わる問題を中心として扱ってきた立場からは、刑事制度を被害者の側から考察しようとする見解に対して様々な疑問が提示される。特に、刑事手続における被害者尊重の要請が従来国家対市民（被疑者・被告人）の関係で捉えられてきた刑事司法の枠組を相対化し、人権保護に欠ける結論をもたらすとか、被害感情が刑事司法の場に持ち込まれれば、警察力の強化や重罰化に結び付くおそれがある等の根本的な疑問は重要である。⁽³⁾これらの疑問に対しては、近代刑事司法の到達点である被疑者・被告

人の人権保障を損なうことなく被害者の保護を図る可能性を模索することによって、何らかの解答を用意することが必要になるであろう。そのためには被害者が刑事制度の中でいかなる法的地位を認められるべきかという問題設定が必要である。

そこで本稿では、被害者の保護・救済の問題を現在国際的にも注目を浴びている「被害者の権利」という捉え方で扱おうとするフランスの議論の一端を明らかにし、若干の検討を試みることにする。従来の比較法的研究においては、フランスの議論の現況はあまり紹介されることがなかったが、フランスにおける新しい被害者政策とそれに関する議論は犯罪被害の公的補償、被害者の刑事手続上の地位の再検討、非犯罪化・非刑罰化への被害者の関与、被害予防のための活動等多様な論点にわたって展開されている。これらについての詳細な検討は資料的にも紙幅的にも本稿の能くし得ないところである。本稿ではフランスの議論の趨勢を知るための予備的作業として、主として刑事法関係の雑誌論文を手がかりに検討を進めることにする。

二 「被害者の権利」主張の背景

フランスにおいても犯罪被害者の救済が刑事法上の関心を集めるようになったのは1970年代の半ば以降のことであり、「被害者の権利」という議論が登場したのも1980年代になってからにすぎない。しかしながらこの間に出された犯罪被害者に関する論稿は筆者が参照し得たものだけでも20本近くに及び、犯罪被害者に対する関心の高さが窺われる。そこで、先ず被害者の問題が高い関心と呼ぶに至った背景について若干の検討を試みることにする。

1 被害者学の発展

犯罪被害者についての実証的研究を試みた被害者学は、犯罪者—被害者関係(couple pénal)という概念で被害者の犯罪実現に対する寄与を論じ、被害者が必ずしも犯罪実現に責任のない存在ではないことを明らかにした。このような犯罪原因としての被害者の捉え方は、犯罪被害者に対する疑念を呼び起こすことによって被害者の救済という観点には逆行する認識をもたらしたとも言い得る。⁽⁴⁾

しかし同時に、被害者学の提供した被害者についての実証的な認識は、社会的弱者が被害者になりやすいことも明らかにし、被害者学の問題関心は被害予

防、被害者保護へと拡大していった⁽⁵⁾。しかしながら、フランスにおける被害者学は他の諸国に比べて大きな影響力を持つには至らなかった。その理由の一端は次に述べる私訴権の問題がフランスにおける被害者に関する議論の端緒となっていたことにも求められよう⁽⁶⁾。

2 私訴権の刑事法上の意義の再認識

私訴権は、フランス法が犯罪によって被害を受けた者に伝統的に認めてきた権利であり、被害者はこの権利を行使して刑事裁判所、民事裁判所のいずれかにおいて賠償請求を行うことができた。この権利は、伝統的には民事上の賠償請求権に過ぎないものと解されてきたが、すでに1960年代から被害者が刑事裁判所で私訴権を行使する場合には、被害者に訴追権と刑事手続の当事者としての資格が認められることになり、刑事法上の特殊な性格を有することが指摘されていた⁽⁷⁾。フランスの私訴制度は犯罪によって直接被害を被った者に広く訴追権さえも認め、刑事手続を通して迅速に、且つ検察官と共同で行う効率的な立証活動によって容易に犯罪者から賠償を獲得することを可能にし、刑事裁判に被害者の意思を反映させることを可能にするという点で比較法的にみても被害者にとっては有利な制度であったといえることができる。このような私訴制度の存在は、被害者救済のための手続的な枠組がすでに実定法の中に用意されていることを意味する。

従って後述のように、フランスの被害者救済のための立法改革は私訴権の再活性化を一つの柱として進行し、学界の側の議論も当初から被害者の手続的権利について配慮している。これもフランスの被害者をめぐる刑事政策の動向の一つの特徴である⁽⁸⁾。

3 新社会防衛論からの主張

犯罪者の再社会化と刑罰の人道化を主張して実践的な提言を行ったアンセル(Marc Ancel)を中心とする新社会防衛論の運動は第2次世界大戦後のフランスの刑事司法改革に多大な影響を与えた⁽⁹⁾。フランスの刑事政策に対する新社会防衛論の影響力の大きさを考慮すれば、新社会防衛論の立場から被害者の問題がどのように扱われるのかを知っておく必要はあろう。そこで1977年にフランスで被害者に対する国家補償制度が導入された直後に現れたアンセルの論文を手がかりに新社会防衛論の被害者問題に対する姿勢を探ってみることにする。アンセルは被害者学の進展が被害者に対する認識を深めさせるのに寄与したこ

とを指摘した上で新社会防衛論の立場から被害者の問題について次のように指摘している。⁽¹⁰⁾

伝統的な刑事司法の枠組は、処罰が社会と被害者の保護に有効であるというフィクションに基づいて犯罪者の処罰の問題のみに専心することによって被害者の賠償獲得を民事の問題に追いやり、被害者にとって非現実的で不効率なものになっている。刑事政策の人道化をめざす新社会防衛論からは被害者の保護のための研究と方策を考慮しなければならない。被害者研究に関しては、犯罪実現への寄与という面から犯罪者人格の研究と同列に被害者人格の研究を行うべきではなく、むしろ被害者となる誘引の拡大した現代社会における被害者化の予防のための研究が行われるべきである。被害者の補償に関しては犯罪者からの民事賠償に頼る伝統的なシステムの不十分さから、保険の活用、賠償を執行猶予等の条件とすること、罰金を補償の財源とすること、公的機関による直接の補償等が提言されてきた。新社会防衛論の立場からは犯罪が公的秩序の保護を担う国家機関の活動の不十分さを示し、被害を受けた個人は犯罪を生み出す社会の犠牲者に他ならないことに鑑みて公的機関による補償を第一義的なものと考えらるべきである。犯罪者の賠償義務は犯罪者の社会再挿入 (réinsertion sociale) に矛盾しない範囲で有効に利用されるべきである。被害者の補償の問題は犯罪者の責任のみを基礎として考慮されるべきではなく、犯罪被害者だけでなく全ての被害者が正当に被害の回復を受ける権利を有することを基礎として考えられなければならない。その意味では犯罪被害者以外の被害者も視野にいれる必要がある。

以上が被害者の問題に対するアンセルの主張の概略である。アンセルのこの論稿は比較的早い時期に被害者保護の必要性を説いており、後の議論をリードする役割を果たしたものと言えよう。

4 犯罪の増加と市民の不安感の増大

現代フランスの刑事政策をめぐる問題は、犯罪の顕著な増加とそれに対する市民の反応を抜きにして論ずることはできない。急激な犯罪の増加という事情は欧米各国に共通する問題であるが、フランスにおいてはとりわけ1970年代以降犯罪増加に対する市民の不安感の増大が大きな政治的・社会的問題としてクローズアップされ、刑事政策に対する不信と市民の自衛組織の結成に至るような過剰とも思われる反応を呼び起こすと同時に、それ以前の新社会防衛論の主

張の線にそった刑事政策の再検討を迫る契機ともなったのである。犯罪の増加はとりわけ暴力犯罪に関するマスコミのセンセーショナルな報道も相まって「明日はわが身」という市民の不安感をかきたてた。しかしながら、実際の統計上の数値から見れば、暴力犯罪の増加とそれに対する不安はマスコミによって増幅されたものに過ぎず、それほど実体のあるものではないとの指摘もなされている⁽¹¹⁾。

ともあれ犯罪の増加と市民の不安感の増大は被害者の問題に対しても少なからず影響を与えた要因となっている。なぜなら、暴力犯罪の増加に対する不安がマスコミの過剰な宣伝に起因するものであったとしても、犯罪の増加は同時に市民が犯罪の被害者になる可能性が増大したことを意味し、被害者保護、さらには被害予防へと関心が高まる背景になっているからである。実際、次に述べるように1970年代後半からフランスの刑事政策が犯罪の増加と市民の不安感への対策をめぐる鋭い対立を見せながら転換する中でも、被害者保護の問題は一貫して最重要課題の位置を占め続けていたのである。

5 刑事政策の転換

1970年代後半以降のフランス政府の刑事政策は、前述の犯罪増加と市民の不安感の増大への対処をめぐる政権交替に応じた全く対極的な二つの方向を示している。一方は市民の不安感を鎮静化するために処罰を重視し、訴訟促進によって刑事司法の効率化を図ろうとする方向であり、他方は犯罪の増加という深刻な事態に直面しながらも、新社会防衛論の主張に沿って刑事司法の人道化と犯罪者の社会復帰を重視しようとする方向である。前者の立場は保守政権下の1978年から1981年にかけて司法大臣ペルフィット (Alain Peyrefitte) の強力な指導力の下で展開され、後者の立場は1978年以前の刑事政策を引き継ぐものとして社会党政権下の1981年から1986年にかけて司法大臣バダンテール (Robert Badinter)⁽¹³⁾によって推進された。このような刑事政策の転換の中で、被害者保護の強化は、言わば両者の立場の共通項としての位置を占め続けた。それは刑事政策の転換が直接的には政権交替を契機としているものの、政策の転換を促す背景に前述した犯罪の増加と市民の不安感の増大があったためであろう。

しかしながら、被害者保護のための方策については両者の現実的な政策はやや力点が異なっているように思われる。ペルフィットの刑事政策の到達点であ

る1981年2月2日の「安全と自由」法では後述のように私訴手続の簡素化、賠償の促進、国家補償制度の拡充が行われたが、その改革は立法上の規定の整備に留まっていた。これに対して、バダンテールの被害者保護政策は、立法上の改革だけでなく、司法省に被害者に関する部局を創設して被害予防のための地域活動の強化、被害者のための情報提供等の行政サービスを行うなど多様な方向にわたっている。このバダンテールの被害者保護政策の登場によって、フランス刑事法における被害者の問題は、まさに「被害者の権利」として論ずるにふさわしい制度的・政策的な裏づけを得た、と言うことができよう。⁽¹⁴⁾

三 立法改革の進行

被害者の保護を強化する立法改革は1970年代から始まっている。すなわち1975年3月7日のデクレは受刑者の作業賞与金のうち10パーセントを被害者に対する賠償に当てることを認め、部分的にはあるが被害者（私訴原告人）の権利の実質化のための改革を始めたのである。⁽¹⁵⁾このデクレ以降被害者保護のための立法改革は、国家補償の導入・拡充と私訴権の実質化、被害者への賠償の促進を柱として進行する。⁽¹⁶⁾以下では、被害者保護のための立法改革の流れを主要な3つの法令の概略を中心に紹介することとする。

1 1977年法

フランスの被害者保護立法は、国家補償制度の導入によって新たな段階を迎えた。国家補償制度の立法化の試みは、1975年に元老院議員シャゼル（René Chazelle）が罰金を財源とする補償制度の導入を提案したことから始まった。司法省側はこの提案を受け入れず、1976年4月に新たな法案を作成して議会に提出した。司法省の法案は最終的には国民議会、元老院で全会一致で可決され、1977年1月3日の法律となった。この法律は刑事訴訟法典（C.P.P.）の特別手続規定の中に、新たに706-3条から706-13条までの規定を新設することによって、⁽¹⁷⁾国庫を財源とする補償制度を採用した。この法律による国家補償は、①犯罪の自然的性質（caractère matériel）⁽¹⁸⁾を備える故意または過失の犯罪行為によって生命、身体に重大な損害を被り、その結果経済的に困窮した被害者に対し、②他に損害の補填を受ける手段がないことを条件として（706-3条）、③各控訴院に設置され民事裁判所の性質を有する特別な委員会の認定を経て（706-4条以下）支給されることになっていた。委員会によって認定された補

償金は、刑事司法予算の中から支払うこととされ（706—9条）、補償額は、1977年3月3日のデクレによって最大150,000フランと定められた。また、補償金を支払った国家は、賠償義務を負う者（犯罪者、民事上の賠償義務者）に対して求償権を有することとされ、求償権は国家が私訴原告人となることによって行使されることになった（706—11条）。この法律による補償制度の特徴は、被害をもたらした犯罪について罪種の制限を設けないこと、私訴、保険等の制度の存在を前提として補償の補充性を規定していること、認定機関が司法機関であることである。

この法律は、犯罪被害者に対して憲法の定める公的災厄に対する国民の連帯の思想に基づく新たな公的義務を認めたものとして一定の評価を受けた。しかしながら、制定時から被害者に要求される条件が厳しすぎることで、補償額が十分でないこと、手続が複雑すぎることで、暴力犯罪の被害者が広く問題となっているにもかかわらず、財産的被害の補償を含まず、極めて部分的な解決しかもたらし得ないこと等の批判がなされていた⁽¹⁹⁾。実際にもこの法律によって補償を受けた被害者の数は1977年から1981年の間に410人に過ぎず、制度の利用率が極めて低かったことが指摘されている⁽²⁰⁾。結局、1977年法は一定の先駆的な意義を持ち得たに過ぎず、被害者保護の実効を挙げることはできなかったようである。

2 1981年法

「安全と自由」法と呼ばれる1981年2月2日の法律は、ベルフィットの刑事政策の到達点を示すものであり、特に暴力犯罪等に対する処罰を強化し、迅速な手続のために捜査権限を拡大する諸規定について法曹界全体から激しい反対運動を受けた。しかしながら、この法律は処罰強化と手続の促進と並んで、第三部として被害者保護に関する規定を設けて市民の不安感に対応した被害者保護の強化を目指していたのである⁽²¹⁾。この法律は、被害者保護のために刑事訴訟法典の改正として私訴制度の改変と国家補償の拡充等の被害者の損害補償の実質化を図る諸規定を置いており、1977年法に比べて多角的な対応を示している。

私訴制度の改変は私訴権者の拡大と私訴申立ての簡略化の二つを柱としている。私訴権者の拡大は、被害者援助を目的とする団体に私訴原告人の資格を認め、刑事手続における被害者の権利主張を容易にする目的で子供の虐待に反対する団体（C.P.P.2—3条）、レジスタンスの名誉と利益を守る団体、人道に対する犯罪と闘う団体（C.P.P.2—4条）⁽²²⁾について行われた。私訴申立ての簡

略化は、一定の軽罪について書留状の送付による私訴申立てを認める規定の新設によって行われた（C.P.P.420—1条）。この書留状による私訴申立ての手続は、被害者の手続的負担を軽減し、刑事手続を通じて被害者が簡便に賠償を受けることを可能ならしめるために導入されたものである。この他、私訴に関しては、私訴原告人の費用負担を軽減し、証人と同等に出頭のための費用の償還を許す規定（C.P.P.216条5項、375条2項、375—1条、422条2項、475—1条）が新設された。

被害者の損害補償の実質化のためには、軽罪・違警罪について公判前に被害者に対する賠償の全部または一部の支払を刑の減輕事由とすることを認める規定（C.P.P.467—1条）⁽²³⁾、および国家補償を盗罪、詐欺、背信罪による財産的損害にまで拡大する規定（C.P.P.706—14条）が置かれた。

この「安全と自由」法による被害者保護規定の特徴は、被害者の刑事手続上の権利としての私訴権の拡大と財産的損害に対する国家賠償にある。しかしながら、特に後者は着想としては高く評価されながらも、補償を受ける被害者に要求される経済的困窮の条件が厳しすぎ、補償額も十分でなかったため、制度に対する信頼を失わしめたという手厳しい批判を受けるに至っている。⁽²⁴⁾

3 1983年法

1981年6月に社会党政権の誕生によって司法大臣となったバダンテールは、刑事政策全体について前司法大臣ペルフィットの政策を根本的に洗い直す作業に着手し、その一環としてミリエ（Milliez）を長とする委員会に従来の実効性に欠ける被害者保護制度に替わる新しい提言の作成を求めた。この委員会は1982年6月に報告書を司法省に提出した。⁽²⁵⁾委員会の報告を受けて司法省は「犯罪被害者の保護の強化」を表題とする法律案を議会に提出し、この法律案は1983年7月8日の法律として成立した。⁽²⁶⁾

この法律は、被害者が刑事裁判所の手続を利用し得る機会を増大させ、被害者に対する補償を迅速、確実なものとするため、次のような改革を行った。先ず、刑法典の改正として新たに404—1条が付け加えられ、被害者に対する賠償を免れるために支払不能状態を作出することが軽罪として処罰されることになった。刑事訴訟法典の改正としては、①私訴権を行使する被害者の救済を容易にする規定②国家補償の条件を緩和し、補償の利用可能性を高める規定が置かれた。

私訴に関する改正としては、迅速な救済を確保するため、被害者が刑事裁判所で私訴権を行使する場合にも民事裁判所の急速審理 (référé) の手続を利用して仮処分を受けられることとし (c.p.p. 5—1 条), 自ら公訴権を始動させた私訴原告人に要求される訴訟費用供託の義務を緩和し (c.p.p.88条), 予審判事の課し得る司法統制処分の中に被害者の権利保全のための義務の賦課を加え (c.p.p.138条), 賠償判決の確実な執行を確保するために被告人, 私訴原告人双方の保険者の訴訟参加を認め (c.p.p.385—1 条, 388—1 ~388—3 条), 書留状による簡便な私訴申立てについて事物管轄を拡大し (c.p.p.420—1 条), 従来は重罪院にのみ認められていた無罪判決を言い渡しつつも賠償判決を命ずる権限を軽罪裁判所, 違警罪裁判所にも拡大する (c.p.p.470—1 条, 541条 2 項) 等の規定が置かれた。

国家補償に関しては、従来被害者に要求されていた経済的困窮の要件を緩和し、精神的障害による生活条件の悪化をも補償の対象とすることとし (c.p.p. 706—3 条 1 項 2 号, 3 号), 補償認定機関となる委員会を増設して各大審裁判所毎に設置することとし (c.p.p.706—4 条), 請求期間の経過による補償請求権失権の回復事由を拡大した (c.p.p.706—5 条)。また、補償額の上限もこの法律の施行前の1983年2月17日のデクレによって250,000フランに引き上げられた。⁽²⁷⁾

1983年法は、1981年の「安全と自由」法よりもさらに広範な被害者保護規定を用意しており、特に被害者の損害の迅速、確実な補填という点ではかなり徹底した改革となっている。しかしながら、この立法に対しては、被害者の迅速な救済に有利だとしても民事の仮処分の利用を認めたことは被告人の無罪の推定を脅かす可能性があるという批判があり、被害者保護の実効性についても国家補償が被害者の損害を完全に補償するものでないこと、すでにミリエ委員会報告でも提言されていた被害者援助サービスを実定法化しなかったこと等について不徹底を批判する見解が現れている。⁽²⁸⁾⁽²⁹⁾

4 小括

以上の3つの法律の改革の特徴は、あくまでも私訴制度の存在を前提としながら被害者保護を拡充しようとしている点に求められる。すなわちフランスの刑事立法は、被害者の救済を犯罪者から被害者への賠償を原則として維持し、それが不十分な場合にのみ国家賠償による救済を予定しているのである。被害

者保護のための立法改革の中では、被害者の刑事手続上の権利としての私訴権は、被害者の訴追意思を刑事手続に反映させる制度としてではなく、賠償獲得の手段として位置付けられているのである。この観点からは、1983年法が民事の仮処分の利用を可能にし、保険者の訴訟参加を認めることによって私訴原告人の迅速、確実な救済を可能にしたことは、賠償請求権としての私訴権の実質化を図るものとして注目される。

なお、国家補償制度の拡充は、1983年法以降も行われており、1985年に補償の対象となる被害が強姦、強制猥褻の場合にまで拡大され、1986年にはテロ犯罪の被害者について新たな補償制度が立法化されている（C.P.P.706—16条～706—25条⁽³¹⁾）。これらの国家補償制度は、いずれも私訴、保険等の他の手段で損害の回復を得ることのできない被害者について国家が補充的にかつ部分的に補償を行おうとするものであって、国家の第一義的な責任に基づく損害の完全補償を目指すものではない。しかしながら、社会の連帯を基礎として被害者の保護に対する国家の義務を承認し、補償制度の拡充、実質化を図ろうとするフランスの立法動向は我が国の補償制度の現況に鑑みても十分示唆的である。

四 「被害者の権利」の諸相

上述のような被害者に対する関心の高まりと被害者保護のための立法の転換は、「被害者の権利」という問題視角から被害者の問題を刑事法の課題として論ずるための素地を提供した⁽³²⁾。この「被害者の権利」という新しい視角からは、従来の刑事制度は現実的には犯罪被害者の問題を刑事法の埒外に置く不当なものとして批判され、被害者の権利を承認した上で刑事制度全体を再検討すべきことが主張される⁽³³⁾。以下では、「被害者の権利」という視座を設定することによって刑事法の枠組がどのように再構成され、その中で被害者の権利がいかなる内実を伴うものとして措定されているのかを検討することとする。

1 「被害者の権利」と刑事制度の枠組

被害者を刑事法上の権利主体として位置付けようとする試みは、被害者を視野に入れることによって、刑事制度を国家・犯罪者・被害者の三面的な関係を規律するものとして把握することを可能にする。例えば、デルマス—マルチ（Mireille Dermas—Marty）教授は、比較法的検討のための指標として刑事制度の四つのモデルを提示している。それは、①被害者の利益と社会の利益を区

別せず、被害者への賠償で社会の利益も確保されるとする賠償的刑事制度 (pénal compensatoire), ②社会の刑罰権と被害者の私訴権 (賠償請求権) を区別する応報的刑事制度 (pénal rétributif), ③刑罰によって社会と犯罪者を結びつけ、公的補償によって社会と被害者を結びつける連帯的刑事制度 (pénal solidariste), ④国家的刑事システムの代替物としての性格を持つ被害者による非刑罰化 (dépénalisation par la victime)⁽³⁴⁾ である。このモデルから見れば、近代刑事司法制度は国家刑罰権を確立し、刑罰の問題と被害者の賠償の問題を峻別した応報的刑事制度と特徴づけられる。これに対して、被害者の保護を強化する最近の西欧諸国の立法改革は、この応報的刑事制度を基調としながらも、賠償的刑事制度、連帯的刑事制度、被害者による非刑罰化の要素を取り入れているものと評価されるのである。

しかしながら、このように多角的に被害者の権利を強化しようとする刑事制度の枠組は、すでにアンセルが指摘していたように、犯罪者の権利保障に抵触するものとは捉えられていない。逆に、刑事制度全体にわたって被害者の権利という視角を提示しながらも、有罪・無罪を明らかにする場としての刑事裁判自体の性格は変更すべきでないことが主張され、被疑者・被告人、あるいは受刑者の権利保障と被害者の権利保障の調和を図る刑事司法制度が想定されているのである。

2 刑事手続へのアクセス保障

被害者の権利の具体例として、先ず第一に挙げられるのは、被害者の手続的権利であり、フランス法の下では私訴権が刑事手続上の被害者の権利として考察の対象になっている。前述のように、被害者 (私訴原告人) は、刑事裁判所で訴追を行い、刑事手続の当事者となり、弁護士の援助を得て検察官と共に訴訟活動を行い、刑事手続を通じて賠償請求を行うことができた。このような私訴制度自体は、治罪法典時代から存在し、制度としては完全に定着していたと言えよう。しかしながら、従来の制度の枠組を被害者の側から再構成しようとする新しい被害者の権利の視角からは、この制度も複雑で素人には理解しにくい上に、手続的負担も大きく、実際的には被害者に刑事手続へのアクセスを保障するものではなかったと評価されている⁽³⁷⁾。そこで、上述の立法改革でも取り入れられた私訴申立ての簡素化のような制度的な改革の他に、手続的権利について情報提供、司法機関の側の被害者受け入れサービスの充実、援助団体によ

る手続参加の促進などが提言され、部分的にはこれらの提言の内容が実行に移されている⁽³⁸⁾。

また、従来の私訴制度において被害者が刑事手続に参加する権利だけでなく訴追権をも有していた点については、濫訴を抑制するために訴追権を例外的な権利と見なし、制限的に認めようとする見解⁽³⁹⁾と被害者の権利を手続に参加する権利に限定し、訴追権を否定する見解⁽⁴⁰⁾がある。結局、これらの見解においては被害者の手続的権利の意義は、被害者が刑事手続の進行に立ち会い、事実を明らかにすることに寄与し、自らの利害について主張する機会を持つことに求められるのである⁽⁴¹⁾。

3 犯罪者からの賠償の促進

私訴制度は、被害者を刑事手続の当事者にした上で、刑事手続を通して損害賠償を獲得することを可能にしていたが、被害者に対する賠償判決は、犯罪者が賠償支払の努力をしないこと等によってしばしば被害者の損害の回復のためには無力なものとなる。そこで、立法改革の過程でも、賠償を刑罰緩和の条件とすること等の多様な手段によって賠償の促進を図る試みが行われてきたのである。これらの立法改革のうち、賠償を免れるための無資力状態の作出を犯罪化することや保険者の参加については、それ程賠償の促進に有効ではないとの指摘もあるが、被害者に対する賠償を刑罰の緩和のための条件とすること等の和解的な試みは、犯罪者の社会復帰にも有益であり、被害者の利益にも合致するものとして、被害者の権利を説く立場からも一定の評価を受けている⁽⁴²⁾。

しかしながら、犯罪者による賠償を被害者の損害回復の原則とすることは、資力による差別が生ずるおそれがあること、犯罪者に無資力であったり、不明である場合には被害者が損害の回復を得ることが不可能になること等の様々な問題がある。そこで、被害者の賠償獲得の権利と犯罪者の社会復帰の権利が対抗関係を生ずることを懸念して、犯罪者の賠償義務を犯罪者に対する負担が過重にならない限度で活用すべきであるという主張⁽⁴⁴⁾がなされ、同時に、国家補償制度の充実による被害者の救済が広く主張されることになるのである。

4 犯罪被害の国家補償

犯罪被害の国家補償については、上述の犯罪者による賠償には被害者の損害の回復に十分な実効性が期待できないところからその必要性が広く認識されている。しかしながら、その根拠、位置付け、財政的負担等については様々な問

題が提起されており⁽⁴⁵⁾、1977年以降の立法改革で拡充・強化されてきた国家補償制度に対する評価も一様ではない。しかしながら、被害者の権利の視角からは、現行の国家補償制度が犯罪者からの賠償を前提とした二次的なものに過ぎず、補償額も被害者の損害の完全な回復を保障するものではないことが批判の対象となっている。

まず、被害者が補償を受ける権利を刑事手続への参加の権利と切り離して論じようとするブーラン (Fernand Boulan) は、法人の被害者を除外し、既に補償制度や保険制度が存在する交通事故、労働事故については既存の制度を活用することを前提として、補償のための組織が存在しない全ての犯罪について完全、迅速に補償を行う公的基金の設立を主張している⁽⁴⁶⁾。彼によれば、被害者が加入する任意の保険 (盗難保険等) や既存の補償制度の存在を前提とすれば、完全補償を可能にする補償制度の財政的負担も憂慮すべきほどにはならず、国家による完全賠償は刑事手続の民事化を防ぐ点でも意味があるとされている。

また、補償を憲法の要請と捉えるドートビーユ (Anne d'Hauteville) も、現行の補償制度は、補償を受けるための条件、補償額ともに制限的に過ぎるとして完全補償を主張している⁽⁴⁷⁾。彼女は、第一義的な損害回復の義務は犯罪者等にあるとしながらも、国家補償は社会扶助的なものではなく、犯罪という社会の危険を負担すべき義務に基づくもの⁽⁴⁸⁾として、補償制度の根拠を憲法前文の「公の災厄 (calamités publiques) による負担に対する全てのフランス人の平等と連帯」に求めている。

この両者の見解は、根拠こそ違え、完全補償を主張する点では一致しており、国家補償をさらに充実させるようとするフランス法の趨勢と合わせて考えれば、非常に興味深い。

5 被害者化の防止

上に述べた刑事手続へのアクセス、賠償、国家補償がいずれも被害者の事後的な救済に関わる問題であるのに対し、被害者化の防止という観点から問題提起を行う見解も現れている。すなわち、スタンシュウ (V.V.Stanciu) は、犯罪の増加に直面した現代の社会においては、国家の犯罪防止の義務が十分に果たされないことによって、国民の自由が危機にさらされ、被害者化がもたらされているとして、被害者化を防止するためには、法によって認められた正当防衛の権利を積極的に行使することとともに、被害の暗数化が犯罪を助長し、被

害者化を増幅するという認識に基づいて、被害の再発防止のためには、告訴を確実に行えるように被害者に援助を与えることが必要であると主張している。⁽⁴⁹⁾

また、被害者化の防止のためには、被害者化を招くコンフリクトの改善、潜在的被害者に対する援助、紛争の司法外の和解を試みること等の多様な活動の必要性が指摘されており、これらの被害予防活動は公的機関ばかりでなく私的な団体の援助によって行うべきことが主張されている。⁽⁵⁰⁾ これらの被害者化の予防という観点に立つ主張は、制度上の被害者救済にとどまらず、潜在的な被害者の保護も視野に入れた提言を行うものとして注目に値する。

五 おわりに

以上述べてきたように、フランス刑事法における被害者の権利という問題設定には、犯罪の増加と市民の不安感の増大という社会的背景とそれに対応した立法、政策の転換に対応して登場したこと、フランス刑事法にはもともと被害者が刑事手続に参加し得る私訴制度が存在したこと等我国には見られない特徴が存在する。また、被害者の権利という視角自体も、特に被疑者・被告人、あるいは受刑者の権利との調整という点ではなお問題を残しているように思われる。しかしながら、我が国の問題状況と比較してみた場合にはフランスの制度の展開や議論の状況に学ぶべき点は多いであろう。本格的な検討は後日に期すこととし、ここでは若干の問題点を指摘して結論に代えることとする。

先ず第一に、フランスの制度のように被害者が刑事裁判の中で自らの権利主張の機会を与えられ、賠償、あるいは補償によって損害の回復を得られるとすれば、被害者が応報感情を満足できずに刑事司法に対する不信感を募らせるといった事態も少なくなるのではないかという問題が挙げられる。⁽⁵¹⁾ その意味で、現在の量刑が被害者のことを考えれば軽きに失するという指摘、あるいは被害者の権利という視点が重罰化を招くという考え方は短絡的に過ぎるように思われる。

第二に、新社会防衛論の主張を背景として賠償促進の手段を多様化するフランスと比較すれば、賠償促進の方策が、インフォーマルなものを除けば我が国では殆ど採られていないことも再検討に値するように思われる。特に行刑理念として犯罪者の社会復帰を掲げる以上は、受刑者の賠償能力を向上させ、受刑者からの賠償を促す制度的な枠組が必要ではなからうか。

最後に、フランスにおいては、被害者が社会的にも経済的にも弱い立場にあることを考慮して、被害者化の予防、刑事司法への参加、事後的な救済（賠償・補償等）の多様な段階で公私にわたる被害者の援助の必要性が認識されていることにも注目すべきであろう。なぜなら、それは刑事制度の中で被害者を権利主体として承認した上でさらに現実的な権利保障を模索するものだからである。

<註>

- (1) 例えば、宮沢浩一編「犯罪と被害者」(第1巻, 第2巻, 第3巻)成文堂, 昭和45年, 47年, 54年参照。
- (2) 例えば、大谷実「被害者の補償」学陽書房, 昭和52年; 諸澤英道「被害者の権利と被害者学」法学研究49巻1号205頁以下; 宮沢浩一「被害者の法的地位」法学研究59巻12号45頁以下; 森本益之「犯罪被害者の人権保護」法律のひろば39巻3号18頁以下。
- (3) 横山晃一郎「誤判の構造」日本評論社, 1985年, 31頁以下。横山教授は被害感情を強調する見解が、結局捜査機関の活動の自由確保のための主張となっていることの危険性を指摘される。
- (4) V. BOULAN, *Les droits de la victime : un choix de politique criminelle*, dans *Problèmes actuelles de science criminelle*, Aix—Marseille, 1985, pp.9—10.
- (5) STANCIU, *Les droits de la victime*, Paris, 1985, pp.44 et suiv. なお、スタンシュウは被害者化の重要な要因として差別を挙げ、その重要性を強調している。V. STANCIU, op.cit., pp.15 et suiv.
- (6) de LIEGE, *Victimes, Victimologie, la situation française*, *Revue de science criminelle et droit pénal comparé* (以下R.S.C. と略記), 1987, p.759.
- (7) VIDAL, observations sur la nature juridique de l'action civile, R.S.C.1963, pp.481 et suiv. なお、フランスの私訴制度の歴史的発展につき、拙稿「フランス刑事訴訟法における公訴権と私訴権の史的展開 (一), (二)」一橋研究12巻1号145頁以下, 12巻3号61頁以下参照。
- (8) ただし、フランスにおいても被害者は「刑事司法の大きな忘れ物 (la grande oubliée de la justice criminelle)」であったと指摘されており (V. VERIN, *La victime et le système pénal*, R.S.C.1980, p.763.), 私訴制度が被害者救済のための制度としてどの程度有効であったのかについてはなお検討が必要である。
- (9) 刑の個別化と行刑の司法化を中心とするフランスの刑事政策への新社会防衛論の影響につき、恒光徹「現代フランスにおける刑事政策の動向」犯罪と刑罰第1号30頁以下参照。
- (10) ANCEL, *La défense sociale devant le problème de la victime*, R.S.C.1978, pp.179 et suiv. なお、国際社会防衛学の最小限綱領追加議定書も被

- 害者保護を目的とする刑事政策の実現を提唱している。V.R.S.C.1985, pp.159—161; 澤登俊雄「新社会防衛論の展開」大成出版社1986年, 54頁以下。新社会防衛論の刑の個別化の主張が被害者への賠償を刑の免除, 宣告猶予等の自由刑回避の条件とすることによって, 被害者保護にも有益な結果をもたらしたことを指摘するものとして, V.d'HAUTEVILLE, *Le nouveau droit des victimes*, *Revue internationale de criminologie et de police technique*, 1984, pp.453—454.
- (11) 市民の不安感については, 恒光, 前掲論文40頁以下参照。また, 市民の不安感を作り出した犯罪の増加が実際には軽微犯罪の増加にすぎないことを指摘するものとして, V.BOULAN, *op. cit.*, p.9.
- (12) BOULAN, *op.cit.*, p.10.
- (13) ペルフィットとバダンテールの刑事政策の詳細については, 恒光前掲論文47頁以下参照。なお, 現在の保守内閣の下では, ペルフィットの推進しようとした処罰の復権, 市民の安全感重視の刑事政策への揺れ戻しが見られる。この点につき, 恒光「フランスにおける刑事政策の新たな展開」法律時報58巻12号52頁以下参照。
- (14) バダンテールの被害者保護政策の姿勢が窺われるものとして「被害者の権利ガイド」の発行が挙げられる。このガイドブックは犯罪被害者が行使し得る権利について罪種別に平易に解説しており, フランスにおける被害者の法的地位を知る上でも好個の資料である。V.Ministère de la Justice, *Guide des droits des victimes*, nouv.ed., 1984.
- (15) Decr.n°75—128 du 7 mars 1975. このデクレは刑事訴訟法典(C.P.P.)D.111条以下になっている。なお, 我が国で受刑者による賠償を主張するものとして, 森本益之「受刑者による犯罪被害の賠償」小川太郎博士古稀祝賀『刑事政策の現代的課題』有斐閣1977年, 576頁以下参照。
- (16) 被害者保護に資する初期の立法改革として, 賠償の支払を刑の免除, 宣告猶予の条件とした1975年7月11日の法律(L.n°75—624 du 11 juill. 1975, C.P.P.469—1条~469—3条)がある。V.d'HAUTEVILLE, *loc.cit.*
- (17) L.n°77—5 du 3 janv. 1977. なお, この法律の解説として MAESTRE, *L'indemnisation de certaines victimes de dommages corporels résultant d'une infraction*, *Recueil Dalloz Sirey* (以下D.S.と略記), 1977, chr. pp.145 et suiv.; DEGHILAGE, *La loi n°77—5 du 3 janvier 1977 garantissant les victimes de certains dommages corporels et ses decrets d'application*, *Juris-classeur periodique* (以下J.C.P.と略記), 1977, I, 2854. 紹介として, 本江威憲「フランスの犯罪被害者補償制度について」法律のひろば30巻10号53頁以下。
- (18) この概念はフランス刑法理論の中で犯罪の自然的要素(*élément matériel*)として論じられる外部的な行為に対応している。従って犯人に責任がない場合であっても補償は認められ得る。この点につき DEGHILAGE, *op.cit.*, n^{os}7 à 23. 犯罪の自然的要素につき, 澤登・新倉訳「フランス刑事法〔刑法総論〕」成文堂昭和56年, 139頁以下参照。

- (19) MAESTRE, *op.cit.*, pp.151—152.
- (20) V.d'HAUTEVILLE, *op.cit.*, p.456.
- (21) L.81—82 du 2 févr. 1981. この法律の解説として, PRADEL, La loi du 2 février 1981 dite <Sécurité et Liberté>et ses dispositions de procédure pénal, *D.S.*1981, chr.pp.101 et suiv. 紹介として, 森下忠「フランスのいわゆる治安と自由法」ジュリスト740号106頁以下。
- (22) 但し, 前者は起訴後の訴訟参加のみを認められる。なお, 私訴権者の拡大の方向は, 人種差別と闘う団体 (C.P.P. 2—1 条), 性的暴力と闘う団体 (C.P.P. 2—2 条) についてこの法律以前から進められていた。
- (23) 政府案はこれを必要的減輕事由としたが, これには裕福な犯罪者を優遇することになる等の批判が出され, 成立した法律では任意的減輕事由となった。V. PRADEL, *op.cit.*, pp.114—115.
- (24) V.d'HAUTEVILLE, *op.cit.*, pp.456—457.
- (25) Rapport de la Commission d'étude et de proposition dans le domaine de l'aide aux victimes, ministère de la justice, juin 1982. (但し, 筆者はこの報告書については未見。)
- (26) L.n°83—608 du 8 juillet 1983. この法律の解説として, PRADEL, Un nouveau stade dans la protection des victimes d'infraction, *D.S.*, 1983, chr.pp.241 et suiv.; 特に保険者の参加につき, V.d'HAUTEVILLE, L'intervention des assureurs au procès pénal en application de la loi du 8 juillet 1983, *J.C.P.*1984, I, 3139. 紹介として, 新倉修「立法紹介」日仏法学13号157頁以下。
- (27) 補償額の上限は, 1986年3月5日のデクレによって400,000フランまで引き上げられている。
- (28) PRADEL, *op.cit.*, p.247.
- (29) d'HAUTEVILLE, *op.cit.*, (supra note(10))pp.457.
- (30) L.85—1407 du 30 dec. 1985, art. 73. 強姦, 強制猥褻の被害者保護に関しては, この法律の他に1980年12月23日の法律 (C.P.P.306条3項) が公判手続の非公開を被害者の権利としたことが注目される。
- (31) L.86—1020 du 9 sept. 1986. この法律は刑法典の改正を含むテロ対策立法である。テロ犯罪の被害者補償については, V.RENUCCI, L'indemnisation des victimes d'actes de terrorisme, *D.S.*1987, chr.pp.197—204.
- (32) もちろん, このような新しい視角の設定には諸外国の制度, 学説の動向も影響していよう。例えば, アメリカ, カナダの状況について多角的な検討を試み, 「被害者の権利章典」を提示するものとして, V.NORMANDEAU, Pour une Charte des droits des victimes d'actes criminels, *R.S.C.*1983, pp.209 et suiv.
- (33) 「被害者の権利」という問題視角は, 1983年11月にモンペリエで開かれた第6回フランス刑法学会でもテーマの一つとして取り上げられている。V.*R.S.C.*1984, pp.161—166(information). この学会における議論の紹介として, 新倉修「新しいフランス刑法の光と影」法律時報58巻12号47頁以下。

- (34) DELMAS-MARTY, Des victimes : repère pour une approche comparative, *R.S.C.*, 1984, pp.209—213.
- (35) ANCEL, *op.cit.*, pp.184—187. (前註(10)参照)
- (36) COUVRAT, La protection des victimes d'infractions. Essai d'un bilan, *R.S.C.*1983, p.596.
- (37) de LIEGE, *op.cit.*, pp.759—760.
- (38) 手続的権利についての情報提供としては、被害者の権利ガイドの発行が挙げられる(前註(14)参照)。被害者の受け入れサービスについては、V.BERNAT DE CELIS, L'expérience du service d'accueil des temoins et victimes du tribunal de Paris, *R.S.C.*,1981, pp.695 et suiv. 援助団体については、V.DESDEVISES, Les associations d'aide aux victimes, *R.S.C.*1985, pp.541 et suiv.
- (39) d'HAUTEVILLE, *op.cit.* (supra note (10)), pp.440—442.
- (40) BOULAN, *op.cit.*, pp.18—19.
- (41) 従って、これらの見解は、応報感情を満足させるために被害者の手続的権利を承認するわけではないことに注意すべきである。また、別の観点から刑事手続の当事者となる被害者を威嚇等から保護する必要性も指摘されている。V. LOMBARD, Les différents systèmes d'indemnisation des victimes d'actes de violence et leur enjeux, *R.S.C.*, 1984, p.291.
- (42) d'HAUTEVILLE, *op.cit.* (supra note (10)), pp.446—447 et pp.454—455.
- (43) COUVRAT, *op.cit.*, pp.589—590.
- (44) ANCEL, *op.cit.*, p.186.
- (45) V.LOMBARD, *op.cit.*, pp.280—289.
- (46) BOULAN, *op.cit.*, pp.16—18.
- (47) d'HAUTEVILLE, *op.cit.* (supra note (10)), pp.457—458.
- (48) 憲法前文のこの規定に国家補償の根拠を求める見解は、すでに1977年法当時から現れていた。V.MAESTRE, *op.cit.*, p.151.
- (49) STANCIU, *op.cit.*, pp.91—111.
- (50) DESDEVISES, *op.cit.*, pp.546—547 ; VERIN, Une politique criminel le fondée sur la victimologie et sur l'intérêt des victimes, *R.S.C.*,1981, pp.904—907.
- (51) 罪種等を考慮すれば一般化は困難かもしれないが、フランスにおいては、賠償を獲得した被害者は私訴を取り下げることが多いとされている。V.d'HAUTEVILLE, *op.cit.* (supra note (10)), p.442.